

障害児相談支援推進事業補助金のご案内

横浜市では、令和3年度より障害児相談支援の拡大を目的に、補助対象の要件を満たす児童に対して、新たに障害児支援利用計画を作成した事業所に対し、人件費の補助として「障害児相談支援推進事業補助金」を交付しています。

補助対象児童の要件について（令和7年度新規分）

下記のいずれかに該当する場合に補助対象となります！

（1）学齢児要件：1人1回あたり**2万円**

学齢児になってからやむを得ず障害児相談支援事業者の変更があり、新たに相談支援を実施したが、法定の初回加算が算定できない児童

※主に、小学校就学にあたり地域療育センターから事業所変更をした児童や市外転入により事業所を変更した児童を想定

（2）重度障害児要件第1号：1人1回あたり**5万円**

居宅訪問型児童発達支援の対象になりうる児童

（3）重度障害児要件第2、3号：1人1回あたり**4万円**

児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定で以下の区分または加算に該当しうる児童

- 重症心身障害児区分
- 医療的ケア児区分1～3
- 強度行動障害支援加算

◎複数の要件に該当する場合は重複して補助可能です。

【例】学齢児要件かつ重度障害児要件第2号
→6万円の補助（2万円+4万円）

裏面あり

申請からお支払いまでの流れ

①補助金交付申請書を提出【令和7年12月26日締切】



横浜市より「交付決定通知」を送付

②補助金実績報告書を提出【令和8年3月31日締切】



横浜市より「補助金額確定通知」を送付

③補助金請求書を提出【令和8年4月30日締切】

横浜市より補助金をお支払い

必要書類や要件などの詳細は横浜市HP等にて、ご確認ください。

《横浜市HP》



【問い合わせ先】

こども青少年局障害児福祉保健課

TEL:045-671-4274

FAX:045-663-2304

Mail:kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp